

議案第48号

世田谷区特別区税条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年6月12日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 地方税法等の改正に伴い、軽自動車税に係る環境性能割の税率の軽減措置を講じ、及び種別割に係る特例措置を変更し、並びに単身児童扶養者に係る個人の特別区民税の非課税措置を講じるとともに、規定の整備を図る必要があるので、本案を提出する。

世田谷区特別区税条例等の一部を改正する条例

(世田谷区特別区税条例の一部改正)

第1条 世田谷区特別区税条例(昭和39年12月世田谷区条例第74号)の一部を次のように改正する。

付則第15条第1項中「法附則第30条第1項」を「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた法附則第30条第1項」に、「当該軽自動車(昭和26年法律第185号)第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(以下この条において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」を「令和元年度分」に改め、同条第2項から第4項までを削り、同条第5項中「附則第30条第6項第1号及び第2号」を「附則第30条第2項第1号及び第2号」に、「第2項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加え、同項を同条第2項とする。

第39条第1項第2号イ	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

付則第15条第6項中「附則第30条第7項第1号及び第2号」を「附則第30条第3項第1号及び第2号」に改め、「以上の軽自動車」の次に「(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。)」を加え、「第3項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加え、同項を同条第3項とする。

第39条第1項第2号イ	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

付則第15条第7項中「附則第30条第8項第1号及び第2号」を「附則第30

条第4項第1号及び第2号」に、「第4項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加え、同項を同条第4項とする。

第39条第1項第2号イ	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

付則第15条第8項中「付則第15条第1項から第7項まで」を「付則第15条第1項から第4項まで」に改め、同項を同条第5項とする。

付則第15条の2第1項中「前条第2項から第8項まで」を「前条第2項から第4項まで」に改める。

第2条 世田谷区特別区税条例の一部を次のように改正する。

第23条中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 第1項又は前項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で区内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。

第24条第2項中「各号または」を「各号又は」に、「および」を「(前条第6項の施行規則で定めるものを含む。)及び」に、「前条第1項または」を「前条第1項又は」に改める。

第24条の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「同項の」を「同項に規定する」に改め、同項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第24条の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「第203条の5第1項」を「第203条の6第1項」に改め、「ならない者」の次に「又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項に

において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者若しくは単身児童扶養者である者」を加え、「同項の」を「同法第203条の6第1項に規定する」に、「同項に規定する公的年金等」を「公的年金等」に改め、同項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第24条の3第2項中「第203条の5第2項」を「第203条の6第2項」に改め、同条第4項中「第203条の5第5項」を「第203条の6第6項」に改める。

第25条第1項中「第23条第1項、第2項もしくは第3項の規定によって」を「第23条第1項、第2項若しくは第3項の規定により」に、「または第23条第7項の規定によって」を「又は同条第8項の規定により」に、「においては」を「には」に改める。

付則第14条の3の次に次の1条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第14条の3の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる三輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間(付則第14条の8第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第37条の2第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

付則第15条第2項中「平成29年4月1日から平成30年3月31日まで」を「平成31年4月1日から令和2年3月31日まで」に、「平成30年度分の軽自動車税」を「令和2年度分の軽自動車税の種別割」に、「平成30年4月1日から平成31年3月31日まで」を「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」に、「令和元年度分の軽自動車税」を「令和3年度分の軽自動車税の種別割」に改め、同条第3項中「三輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるのものに限る。以下この項及び次項において同じ。)」を「法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)のうち、三輪以上のもの」に、「軽自動車が平成29年4月1日から平

成30年3月31日まで」を「ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日まで」に、「平成30年度分の軽自動車税」を「令和2年度分の軽自動車税の種別割」に、「軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日まで」を「ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」に、「令和元年度分の軽自動車税」を「令和3年度分の軽自動車税の種別割」に改め、同条第4項中「三輪以上の軽自動車」を「ガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの」に、「軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日まで」を「ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日まで」に、「平成30年度分の軽自動車税」を「令和2年度分の軽自動車税の種別割」に、「軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日まで」を「ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」に、「令和元年度分の軽自動車税」を「令和3年度分の軽自動車税の種別割」に改める。

付則第15条の2の見出し及び同条第1項から第4項までの規定中「軽自動車税」を「軽自動車税の種別割」に改める。

第3条 世田谷区特別区税条例の一部を次のように改正する。

第10条第1項第2号中「又は寡夫」を「、寡夫又は単身児童扶養者」に改める。

付則第15条第1項中「次項から第4項まで」を「次項から第5項まで」に改め、同条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第39条第1項の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

付則第15条の2第1項中「前条第2項から第4項まで」を「前条第2項から第5項まで」に改める。

(世田谷区特別区税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 世田谷区特別区税条例等の一部を改正する条例(平成29年3月世田谷区条例第12号)の一部を次のように改正する。

第1条のうち、世田谷区特別区税条例付則第14条の3の次に5条を加える改正規定中「付則第14条の3」を「付則第14条の3の2」に改め、同改正規定のうち付則第14条の4に係る部分に次のように加える。

2 区長は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が法第446条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。）の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

3 区長は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを付則第14条の6の規定により読み替えられた第37条の8第1項に規定する納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る三輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第1条のうち、世田谷区特別区税条例付則第14条の3の次に5条を加える改正規定中付則第14条の5に係る部分を次のように改める。

（軽自動車税の環境性能割の非課税及び減免の特例）

第14条の5 当分の間、軽自動車税の環境性能割において法第445条第2項

の規定の適用を受けるべき軽自動車は、第37条の2の規定にかかわらず、東京都が法第148条第2項の規定により条例で定める自動車に相当するものとして区長が定める三輪以上の軽自動車とする。

2 区長は、当分の間、第37条の10の規定にかかわらず、東京都知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして区長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

第1条のうち、世田谷区特別区税条例付則第14条の3の次に5条を加える改正規定のうち付則第14条の8第2項に係る部分中「については」の次に「、当分の間」を加え、同条に係る部分に次のように加える。

3 自家用の三輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第37条の6（第2号に係る部分に限る。）及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

第1条のうち、世田谷区特別区税条例付則第15条第1項の改正規定中「初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」を「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項」を「法附則第30条」に、「令和元年度分」を「当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」に改める。

附則第1条第2号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

附則第3条第2項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）及び第4条の規定（附則第1

条第2号の改正規定及び附則第3条第2項の改正規定を除く。)並びに附則第6条の規定 令和元年10月1日

(2) 第2条中世田谷区特別区税条例第23条中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に1項を加える改正規定、第24条第2項の改正規定、第24条の2の改正規定、第24条の3の改正規定及び第25条第1項の改正規定並びに附則第3条の規定 令和2年1月1日

(3) 第3条中世田谷区特別区税条例第10条第1項第2号の改正規定及び附則第4条の規定 令和3年1月1日

(4) 第3条の規定(前号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第7条の規定 令和3年4月1日

(区民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の世田谷区特別区税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の特別区民税(以下「区民税」という。)に関する部分は、令和元年度以後の年度分の個人の区民税について適用し、平成30年度分までの個人の区民税については、なお従前の例による。

第3条 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の世田谷区特別区税条例(次項及び第3項において「令和2年新条例」という。)第23条第6項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に令和2年度以後の年度分の個人の区民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に令和元年度分までの個人の区民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。

2 令和2年新条例第24条の2第1項(第3号に係る部分に限る。)の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき世田谷区特別区税条例第23条第1項に規定する給与について提出する令和2年新条例第24条の2第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。

3 令和2年新条例第24条の3第1項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律(平成31年法律第6号)第1条の規定による改正後の所得税法(昭和40年法律第33号。以下この項において「新所得税法」という。)第203条の6第1項に規定する公的年金等(新所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)について提

出する令和2年新条例第24条の3第1項に規定する申告書について適用する。

第4条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の第10条第1項第2号の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の区民税について適用し、令和2年度分までの個人の区民税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第5条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和元年度分の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第6条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の世田谷区特別区税条例(以下「令和元年10月新条例」という。)の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 令和元年10月新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

第7条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の世田谷区特別区税条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。